

二宮町駐車場及び駐輪場施設の整備に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則（平成29年二宮町規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、駐車場及び駐輪場（以下「駐車場施設等」という。）の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の設置)

第2条 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の必要な台数の算定にあたっては、建築する施設に応じて次のとおり配慮するとともに、周辺の住環境や、道路の状況、交通安全に配慮し、余裕のある台数の確保に努めるものとする。

2 共同住宅（長屋を含む。）の建築を行う者は、次に掲げる基準により、駐車場を設置しなければならない。

(1)

ア	近隣商業地域以外	計画戸数に2分の1を乗じて得た数値以上の台数
イ	近隣商業地域	計画戸数に3分の1を乗じて得た数値以上の台数

(2) 単身向けの寮・寄宿舎等については、前号の規定によるほか、通勤、通学等の形態や施設の利用目的等を考慮するものとする。

- 3 老人ホーム、高齢者専用共同住宅、グループホーム及びこれらに類するものについては、事業計画の内容、入居者の状態、立地条件、職員数、来客や送迎の際の利便性等を考慮するものとする。
- 4 商業施設については、事業計画の内容、近隣の類似施設等の実績や調査結果をもとに、来客台数のピークを予測し、必要な台数を協議により決定するものとする。この場合において、自動車の駐車台数が20台を超えるときは、車いす使用者のための駐車区画を設けるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）が適用される商業施設の建築を行う者は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）二1（1）駐車需要の充足等交通に係る事項に基づき、駐車場を設置するものとする。
- 6 前項までに規定する以外の開発事業においては、利用者数を想定し必要な台数の駐車場を整備すること。

7 駐車場は、開発区域内に整備すること。ただし、次に掲げるとおり開発区域内に整備することが難しい場合は、開発区域から、おおむね 300 メートル以内の場所に確保するものとし、開発区域内及び隔地の設置台数を協議により決定する。

- (1) 計画区域の敷地形状が著しく不整形又は間口若しくは敷地が極小で駐車場の確保が極めて困難である場合
- (2) 交通規制により計画区域に接する道路への自動車の出入りが禁止されている場合又は当該道路の交通事情等から駐車場を確保することが適当でないと認められる場合

(駐車場出入口の構造)

第3条 駐車場の出入口の構造等は、関係法令に準拠し必要な措置を講じるとともに、次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 公道に面して3台分以上の駐車場を設置する場合は、車両出入口の絞り込みを行い、交通安全等に配慮するものとする。
- (2) 交差点、横断歩道及び道路の隅切り部分には、駐車場の出入口を設置しないよう努めるものとする。
- (3) 駐車場から公道への出入口には、停止線（白線）又は止まれ（白字）の路面標示をするよう努めるものとし、見通しの悪い箇所等に応じて道路反射鏡等を設置する等、交通の安全に配慮するものとする。

(駐輪場の設置)

第4条 自動二輪車（原動機付自転車を含む）駐車場及び自転車駐輪場（以下「駐輪場」という。）の必要な台数の算定にあたっては、次のとおり配慮するものとする。ただし、予定建築物の構造、規模、敷地の形状等により、町長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1)

駐輪場の種別	目的とする開発事業	整備台数
自動二輪車及び原動機付自転車	—	利用者数を想定した必要な台数
自転車	共同住宅（長屋を含む。）の建築	計画戸数相当の台数
	店舗の建築	利用者数を想定した必要な台数

(2) 整備台数の2分の1以上は、平面駐車とすること。

(駐車場施設等の規模)

第5条 駐車場施設等の規模は、次のとおりとし、場所及び区画を白線等で明

示するものとする。ただし、予定建築物の構造、規模、敷地の形状等により、町長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1)

駐車場施設等の種別	1台あたりの標準区画	備考
自動車	2.5メートル×5.0メートル	車路の幅員は、5.5メートル以上とする（一方通行の場合は、3.5メートル以上とすることができる）
車いす使用者用駐車場	3.5メートル×5.0メートル	
自動二輪車	1メートル×2.3メートル	
原動機付自転車	0.8メートル×2メートル	
自転車	0.6メートル×1.9メートル	駐輪設備等による駐輪場の場合はこれによらない。

(2) 車路は、駐車区画に含めないこと。

(3) 自動二輪車駐車場、原動機付自転車駐車場、自転車駐輪場は、それぞれの標準とする区画より大きく確保する場合、兼用として設置できるものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。